

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金（介護分）の 申請不備事例について（9/18 更新）

7 月末より新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金（介護分）の申請を受け付けておりますが、申請書(エクセルファイル)の記載不備により、お支払いできない事例が多くなっております。

そのような場合は、再度申請いただくこととなりますが、再申請となると、支払が遅れるだけでなく、申請される皆様の負担も大きくなりますので、次のような点にご留意のうえ、申請くださるようお願いいたします。

なお、エクセルファイルの 1 枚目のシート「（はじめにお読みください）申請書の使い方」を必ずお読みいただき、入力くださるようお願いいたします。

様式 1（事業所・施設別申請額一覧）及び別添関係の不備事例

- 介護保険事業所番号の記載に誤りがある。

- 補助予定額の欄に数字以外の文字が入力されている（例：50 千円）

→上記のような誤りがある場合は、国保連のシステムで自動的にエラーとして処理され、再申請となってしまいます。

様式 1 と別添については、個票の内容が反映されるようになっているので、基本的には手入力不要です（確認は必ず行ってください）。

ただし、介護保険事業所番号を持たない事業所（有料老人ホーム、サ高住等）の場合は自動入力されませんので、誤りがないよう、慎重に手入力してください。

様式 2（事業実施計画書）関係の不備事例

- 「用途・品目・数量等」の欄が記載されていない。

→給付金の対象となるか否かの判断をする上で必要となります。見込みで結構ですので、必ず記載してください。

- 「用途・品目・数量等」の欄に対象外の用途が記載されている。

→「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」において、感染症対策に必要な経費は幅広く認めておりますが、感染症対策に必要な経費か否かの判断ができない場合は、再申請していただくこととなります（単に「事務費」等と記載されている場合など）。また、感染防止の

ための増員に必要な追加的人件費は対象となりますが、現に業務に従事している職員に対する「手当」はこの補助金の対象外となります。

→「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」において、消毒液やマスク等を対象としているケースが見受けられますが、対象となりません。消毒液やマスクの購入については、感染症対策支援事業を活用してください。

様式3（介護慰労金受給職員表）関係の不備事例

●「分類」欄や「確認事項」欄に記載がない。

→記載がないと対象者かどうか、支払可能かどうかの判断ができないため、必ず記載してください。

その他

●エクセルファイル名が事業所番号になっていない。（CD等で提出された場合）

→エクセルファイル名が事業所番号になっていない場合、国保連のシステムで処理できないため、自動的に再申請となってしまいます。

●国保連登録口座が「債権譲渡」されている。

→国保連登録口座が債権譲渡されている場合は、国保連のシステムでエラーとなります。債権譲渡されている場合は、県に紙媒体で申請してください。詳しくは、県ウェブサイトで御確認ください。